

平成19年加美町議会第2回定例会会議録第3号

平成19年7月11日(水曜日)

出席議員(20名)

1番	佐藤正憲君	2番	米木正二君
3番	木村哲夫君	4番	一條光君
5番	吉岡博道君	6番	門脇幸悦君
7番	下山孝雄君	8番	沼田雄哉君
9番	工藤清悦君	10番	三浦英典君
11番	佐藤善一君	12番	近藤義次君
13番	新田博志君	14番	福島久義君
15番	尾形勝君	16番	高橋源吉君
17番	一條寛君	18番	星義之佑君
19番	猪股信俊君	20番	米澤秋男君

欠席議員 なし

欠員 なし

説明のため出席した者

町長	佐藤澄男君
副町長	森田善孝君
総務課長	今野正晴君
会計管理者	五十嵐信一君
危機管理室長	猪又健君
行政改革推進室長	吉田恵君
企画財政課長	早坂仁君
町民課長 税務課長兼	猪股雄一君
特別徴収対策室長	古内公雄君

農 林 課 長	早 坂 宏 也 君
森林整備対策室長	大 類 恭 一 君
農業振興対策室長	府 田 周 一 君
商工観光課長 やくらい高原温泉	伊 藤 東 君
保養センター所長	早 坂 忠 幸 君
建 設 課 長	佐々木 幸 輝 君
保 健 福 祉 課 長	柳 川 文 俊 君
子育て支援室長	鈴 木 恵 子 君
上下水道課長	高 橋 行 雄 君
会 計 課 長	佐 藤 勇 悦 君
小野田支所長	小 松 信 一 君
宮崎支所長	岩 淵 浩 弥 君
参事兼総務課長補佐	高 橋 ちえ子 君
教 育 長	伊 藤 善一郎 君
教育総務課長	三 嶋 秀二郎 君
社会教育課長	三 浦 庄一郎 君
文化振興課長	竹 中 直 昭 君
体育振興課長	三 浦 又 英 君
農業委員会会長	兔 原 伸 一 君
農業委員会事務局長	川 熊 忠 男 君
代表監査委員	小 山 元 子 君
監査委員書記	佐 藤 鉄 郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	澤 口 信 君
副参事兼議事調査係長	鈴 木 茂 君
主 事	伊 藤 一 衛 君
主 事	佐 藤 順 子 君

議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第 5号 平成18年度加美郡土地開発公社決算について
- 第 3 報告第 6号 平成18年度株式会社薬業振興公社決算について
- 第 4 報告第 7号 平成18年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について
- 第 5 報告第 8号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 第 6 報告第 9号 平成18年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 報告第10号 平成18年度加美町国民健康保険事業特別会計繰越明許費計算書について
- 第 8 報告第11号 平成18年度加美町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 9 報告第12号 平成18年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第10 報告第13号 平成18年度加美町水道事業会計予算繰越計算書について
- 第11 承認第 7号 専決処分した事件の承認について（宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について）
- 第12 承認第 8号 専決処分した事件の承認について（宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について）
- 第13 承認第 9号 専決処分した事件の承認について（宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について）
- 第14 議案第66号 加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第67号 加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第68号 平成19年度加美町一般会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第69号 平成19年度加美町老人保健特別会計補正予算（第1号）

- 第18 議案第70号 平成19年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
 - 第19 議案第71号 平成19年度加美町水道事業会計補正予算(第1号)
 - 第20 議案第72号 工事請負契約の締結について(平成19年度加美町立広原小学校プール建設工事)
 - 第21 議案第73号 工事請負契約の締結について(平成19年度加美町立広原小学校外構工事)
 - 第22 議案第74号 物品購入契約の締結について(平成19年度建設機械整備費補助(雪寒機械)購入)
 - 第23 請願第2号 公共工事における建設従事者の適正な労働条件確保及び「公契約法」の制定を求める請願書
 - 第24 議員派遣の件について
 - 第25 閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25まで

午前10時00分 開議

議長（米澤秋男君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は19名であります。14番福島久義君より遅参届けが出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（米澤秋男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、19番猪股信俊君、1番佐藤正憲君を指名いたします。

日程第2 報告第5号 平成18年度加美郡土地開発公社決算について

議長（米澤秋男君） 日程第2、報告第5号平成18年度加美郡土地開発公社決算について、報告を求めます。町長。

町長（佐藤澄男君） 皆さんおはようございます。雨の中御苦労さまでございます。本日もよろしくお願いを申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

報告第5号平成18年度加美郡土地開発公社決算について報告申し上げます。

加美郡土地開発公社の平成18年度事業報告並びに決算は、お手元に配付いたしました平成18年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告をいたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番木村哲夫君。

3番（木村哲夫君） 初めてなので、恥をかくつもりで勉強したいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、公社の役割と申しますか、どういうことで町とのかかわりがあるのかを教えてくださいたいと思っております。

見た限りでは、町が借入れ団体となって運営しているように見えるんですが、どういう仕組みなのかと、あとは、平成19年度の特別会計の中の工業用地等造成事業特別会計の中身とこちらは関係しているのか、その辺教えていただければと思います。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） 企画財政課長、お答えします。

加美郡の土地開発公社という名称で、設立につきましては、加美町と色麻町の2町で設立しております。

理事長につきましては、加美町がいわゆる管理町長、その設立団体の管理町長となって運営しているものでございます。

その運営の目的につきましては、公共用地及び公用地の取得、管理、処分というのを行うということによって、地域の秩序ある整備、それから地域住民の福祉の増進に寄与するというのが目的になっております。町は、いわゆる土地の先行取得というのはできない形になっておまして、できないというのも問題があるということがございまして、いわゆる公用地の拡大に関する法律というのができておまして、いわゆる先行取得ができますよという形になっております。それを受けて、加美郡の土地開発公社があらかじめ事業計画が確定していないんですけれども、先に土地を取得して、町が本当に必要になったときに町に譲り渡すというような趣旨でやっております。

それで、この事業計画にのっておりますのは、いわゆるそういった形で主に学校用地とか、さまざまありますけれども、今回について言いますと、工業団地等の土地の取得したものの、それが随分大きな金額になっていたんですけれども、工業団地の方の関係で5億円ぐらいのお金を銀行から借りて土地を取得して、それを順次売っているという形になるわけです。

その関係で、町の特別会計の工業用地等の特別会計の方に関係してくるということになります。

幸いにも昨年においては、工業団地の方で精工さんとタカノフーズさんの土地の取得がございまして、2区画が売れたものですから、現在残っているのは、2区画分、一つは8,300平米ぐらい、もう一つは2,000平米ぐらいですけれども、面積にすると1町1反ぐらいの面積になりますけれども、2区画分が今残っているという形になっております。

ただ、こういった市町村の財政状況なものですから、なかなか思ったように土地が売れるということでもございませんので、各町とも来年度の計画がないということになっておまして、平成19年度の土地開発公社に対する要望等は加美町も色麻町も出ていないということですので、以上でございます。

議長（米澤秋男君） 3番。

3番（木村哲夫君） ありがとうございます。

再度確認なんです、1ページの土地の処分のこの2件は、2ページの上の方の加美町雁原第4地区云々というところの売却分2件と考えてよろしいでしょうか。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） そのとおりでございます。

平成18年7月につきましては、精工という会社を取得した分、その下の10月というのはタカノフーズさんが取得していただいた分でございます。（「ありがとうございます」の声あり）

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第5号平成18年度加美郡土地開発公社決算についてを終了いたします。

日程第3 報告第6号 平成18年度株式会社薬業振興公社決算について

議長（米澤秋男君） 日程第3、報告第6号平成18年度株式会社薬業振興公社決算について報告を求めます。町長。

町長（佐藤澄男君） 報告第6号平成18年度株式会社薬業振興公社決算について報告申し上げます。

株式会社薬業振興公社の平成18年度決算は、お手元に配付いたしました平成19年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番木村哲夫君。

3番（木村哲夫君） 先ほどと同じように、町としてのかかわりということで、ちょっと読んだ限りでは、町の出資金が70数%ということで出資していると読んだんですが、それ以外にどのようにかかわっているかを教えていただければと思います。

議長（米澤秋男君） やくらい高原温泉保養センター所長。

やくらい高原温泉保養センター所長（早坂忠幸君） 温泉保養センター所長です。お答えいたします。

薬業振興公社につきましては、旧小野田町時代に薬業施設群の公共施設を管理運営するために設立されました。

当初は、業務運営のみをやっていましたが、昨年の4月1日から指定管理者ということで、管理運営まで今やっている状況です。

それで、質問にありました加美町の出資比率なんですけれども、78%です。今現在は、その

ほかに、加美よつばさん、それから、やくらいコーポレーションさん、大崎森林組合さん、積水化学工業さん、やくらい土産センターさんちゃん会さんということで、おのおの出資してもらっております。以上です。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。9番工藤清悦君。

9番（工藤清悦君） 所長にお伺いをしたいと思います。

指定管理者で事業をやっていただいているわけですが、当初町の委託料というのは幾らだったのか。

あともう一つは、以前にもお聞きしたことがあるんですけども、備品関係とか、今までの公社の流れの関係で、業者さんとの契約の中でまだ残っている負担というものがあるというふうにお聞きしましたので、その額。

それから、温泉の入浴券なんかということで、福祉政策的なものとして町で負担している入浴券なんか。あと、ウォーターパークに関しては、入場券なんかもやっているのかなというふうに思うんですけども、すべての町でのかかわりの中で負担している額というのはどのぐらいあるものなのか、お伺いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） やくらい高原温泉保養センター所長。

やくらい高原温泉保養センター所長（早坂忠幸君） 温泉保養センター所長です。

今指定管理者料のお話が最初だと思うんですけども、平成18年度は、この施設群全部で六つ大きく分けてあります。あと、小さく分けると12ほどになるんですけども、全体で8,934万3,000円です。

あとそれから、質問にありました町で直接予算計上しましてやっているもの、指定管理料以外の分が5,426万6,000円です。合計で1億4,300万円ほどになるんですけども、その中で質問にあったんですけども、いろいろな施設ということで、前にも答弁した経緯がございますけれども、町で契約している分、要するに総務課の方で一括契約している分とか、浄化槽の管理とか、電気関係とか、いろいろセコム関係とかあるんですけども、そういう分は、今後町で、例えば一括発注して安く出ればそのまま行った方が町のためにもなると。例えば、公社の方で3年ですから、今2年目で、来年以降もまだ持っていった場合の仮定の話なんですけれども、そちらで発注した方が安くなるというのであれば、そっちの方でやるような格好になると思います。

あと、いずれ備品等も今まで町でリース契約している分ございます。それは、先ほど言いました町の支出している中で運営していますので、それがリース期間満了したら、公社の方で新

しく購入するか、継続して使えるまで使うとか、そういうことを検討しながらやっていく予定
です。

あとそれから、町の方でやっているという温泉の助成とか、ウォーターパークのお話なん
ですけども、これは、保健福祉課の方でいろいろやってもらっている分がございます。

一つは、薬業薬師の湯と、薬業の公社とは関係ないんですけども、ゆ〜らんどさんと、高
齢者の方々に配布している分と、あとそれから、ウォーターパークでの健康増進施設の一環と
いうことで、各家庭に昨年度は5歳以上64歳までということで、助成金をいただいております。
その金額に関しては、高齢者利用関係の保健福祉課でやってもらっている分では、金額的には
ちょっと今持ち合わせしておりませんけれども、利用者数でお知らせしたいんですけども、
温泉関係では温泉利用交付事業というのがあります。その中で町内在住で65歳から69歳の方、
それから、70歳以上で要介護3以上の付き添いの方、そういうことで、共通券2枚無料入館と
いうことで、率にしますと大体6.5%ぐらい、薬業の薬師の湯に入った人数の方の人数の中
です。トータルで1万8,512人、14.2%ぐらいの入館者がこれを利用してもらっているとい
うことです。ですから、大体これに800円掛けますと、そのぐらいの金額ということになります。

あとそれから、ウォーターパークの方は、5歳から64歳、先ほど言ったんですけども、ウ
ォーターパークの入館者数8万4,000人ほどおりますけれども、そのうちの大体6,700名ぐ
らい、7.8%ぐらいということの掛けるあと利用料、その金額になると思います。以上です。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） ありがとうございます。

所長の説明ですと、町で契約した方が安くつく、また振興公社でやった方がということなん
ですけども、これは、協定の中で、例えば町で契約した場合には町で負担していくとい
うことになるんでしょうから、そういった中でその金額分は委託料から差し引くのかどうかとい
うようなところをひとつお聞きをしたいということと、もう一つは、今まで最初指定管理者制度
を結んで協定でもっている業務内容、事業内容について締結してきたと思うんですけど
も、今までの推移の中で、改めて当初と違う形である事案については協定当時はこうだっ
たけれども、実情にそぐわないので、また話し合いをし直した、協定をし直したという
ようなこと
の件があったら、お願いをしたいと思います。

議長（米澤秋男君） やくらい高原温泉保養センター所長。

やくらい高原温泉保養センター所長（早坂忠幸君） 温泉保養センター所長です。

例えば町で契約している分に関しては、町の予算にのっています。

それから、向こうで契約している分に関しては、指定管理料の中に入れておりますので、向こうで発注というか、契約行為している分は、協定の中に基づきまして、指定管理料の中に入っています。

それから、町で発注している分は、先ほど言いましたとおり、町の予算の中でやっている。

それから、協定外でというお話なんですけれども、そういう場合には協定書の中にもうたっているんですけれども、一応町と協議すると。ただ、そういう事例は、平成18年度はございませんでした。以上です。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） 町長にお伺いというか、お願いといえますか。以前といえますか、これまで指定管理者制度の中でいろいろ町民サービスの向上なり、または行政コストの削減なりというようなことで、民間へ委託、指定管理者制度で事業をお願いしてきた経緯があるんですけれども、議会でもその協定内容とか、締結の内容、指定管理者制度の契約の内容、協定内容というものが明確にというか、されてこなかった状況があるやに思います。

我々もどういう状況なんですかというようなことでお聞きしますと、資料は出していただけるんでしょうけれども、基本的には情報公開の中で手続をとというようなことを言われた経緯もありました。

実際に町が指定管理者制度をかけるときに、実際業者、民間の業者の方々と協定を結ぶときに、その内容等について情報公開をする必要があるのか。それとも町でやっていることなので、結果こういうふうになりましたという報告だけなのか、今後の方向についてひとつお伺いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（佐藤澄男君） 民間との、要するに指定管理者制度の協議、協定内容、これについて議会にも示すべきではないのかというようなお話だというふうにお聞きをいたしましたけれども、指定管理者制度一概に全部同じというようなレベルと言ったら変なんですけど、集会所の管理からこういう委託料を伴う相手まであるわけでございまして、一律のことにはならないというふうに思うんですけれども、いずれその内容についての公表といえますか、こういったことは、別に隠しておくこともないだろうということから考えますと、何らかの形でそれを示すということが必要なんだろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、きょうのこの案件は報告でございますから、いずれこういった問題については、一般質問なり予算・決算審査などを通じて理解を深めていただくのがよろしい

のかなというふうに考えておるところです。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（米澤秋男君） 12番近藤義次君。

12番（近藤義次君） 町長に考え方をお尋ねするんですが、宮崎公社と菓葉にしてもですけれども、株主たちが金を出している、やっぱりもうけるために出していると思うんですよね。一方の経営者は、やっぱりもうからなくてわかんねから、安いもの入れると。例えば牛乳一つとっても我々 280円で売っている牛乳が 140円に入っているわけですね。宮崎一つとっても、宮崎の公社一つとっても、830円のクリーニングが 350円で終わるんだというような経営者ががんがんやることによって、経営者が首切られるというような状態になっているのがどこの会社でも現状なわけです。

一生懸命やればやるほど、地元の業者を使わなくなるし、そうしなければならぬのが現状だと思ひ、一方、みんなの言うことを聞いていればもうからなくなって、町費を余計出さなければならぬというようなことになると、これは大変おかしい現象にもなりかねないと思うんですけれども、こういうことから言ひ、加美町大分出資するとなれば、中新田も含めた三つを一つにして、いい方法できないものかどうか、町長、その辺一回株主総会に出ひみて、現実の姿を眺めて、全く嫌々な思ひをしたと思うんですが、考え方についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（佐藤澄男君） 御指摘をいただいたことについて感想から申ひますと、それぞれ会社でござひますから、その営業方針というか、利益を追求するという姿勢、こういったものは十分感じ取れるわけです。

今御指摘あったように、1円でも仕入れを安くしてやるという、そういう方向をとれば、現実的に地元の業者、商工関係者からの仕入れが少なくなってくるという現実もあるわけござひまして、この辺を町として大口出資者になりますから、何らかの指導も必要なんだろうというふうなお考えも一方にあるだろうというふうに思ひますけれども、この辺の整合性といひますか、あるべき方向をどのようにとらえるかというのは、非常に難しいところもあるだろうというふうに思ひております。

今後そういったことについて、もう少し地域の事情も聞いてみた上で、町として必要であれば、そういう方向性も考えなければならぬというふうに思ひております。

そして、三つある振興公社を一つにした方がより効率・効果的ではないかというような御指摘でござひますけれども、確かにそういう考え方もあるかと思うんですが、その生ひ立ち、そ

れぞれ違うことでございますし、なかなか例えばバスの事業を全部のほかの公社と一緒にやればいいんじゃないというふうに考えるわけでございますけれども、その出資元あるいはその利用する場合の利用料、その他いろいろな取り決めが必要になってくるわけございまして、将来の方向はそういう町が一つになったんだから、同じ振興公社、三つも要らないんじゃないかというような御指摘もあろうかと思っておりますけれども、なかなか一概にそこまで難しいのかなというふうに思っています。

必要なことについての連携をお互いの会社、公社がそこで話し合いをして、方向性を見出すというようなことがあれば、一番現実的なことなのかなというふうに思っております。

まず、私が町長になって日が浅いわけでございますので、今感じておることについてお話をさせていただきました。今後もあるべき方向性を考えていきたいというふうに思っております。

議長（米澤秋男君） 12番。

12番（近藤義次君） 薬業振興公社の課長にお尋ねをしますけれども、薬業振興公社いろいろそういう面で大変な苦労があったと思うんですけれども、やっぱり業者がトップになったときのやっぱりあるべき姿というのはどういうことなんでしょうね。その辺についてお尋ねをいたしたいと思います。

議長（米澤秋男君） やくらい高原温泉保養センター所長。

やくらい高原温泉保養センター所長（早坂忠幸君） 温泉保養センター所長です。

業者側の経営というお話なんですけれども、町の方では78%出資していますから、管理運営には入らなくても、ある程度の指導はしなくてはならないという立場には公的施設ですから、それはそれで指導等やるのは仕方ないと思います。

ただ、今お話にありました、例えば町内の業者に対する売り上げと申しますか、安くなるというお話ありましたけれども、昨年度の例えば薬業施設群しか私はわからないんですけれども、平成17年度、平成16年度以降大体毎年試算していますけれども、あそこで町内業者取り扱いの割合等ありますので、紹介したいと思うんですけれども、大体毎年70社ぐらい町内の業者とは取引あります。額的には、大体3億円程度が物を買ったり、資材を購入したり、いろいろやっています。その中で占める割合が大体6割程度です。ほかの4割は町外となるんですけれども、それはそれで、例えば施設の修繕でかかる分とか、ちょっと町内の業者では負えない分とか、そういうのですから、普通の調達する資材、食材関係は、地元調達ということです。

あとそれから、協定書を結ぶ段階であくまでも公の施設ということは、念頭に置いて運営するというのもうたっております。ですから、例えば一つ一つ目的あって町では施設を設置し

ているわけですから、それに違反と言えはおかしいんですけども、その目的に沿うような運営をしてくださいと。例えばどこの会社が受け取っても、そういう格好で薬業施設群に関しては、公募したんですけども、1社しか来なかったんですけども、最終的には、

ですから、その施設の設置目的等を常に、例えば公社じゃなくて、民間の業者が来ても、そういう格好の公募でしたから、簡単に一概に今のやり方から変わるということは、なかなかないと思います。答弁になったかどうかわかりませんが、以上です。（「はい、わかりました」の声あり）

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。13番新田博志君。

13番（新田博志君） 私もちよっと最近耳にした陶芸の里のことについて聞きたいんですけども……

議長（米澤秋男君） 13番、今は陶芸の里じゃないですよ。薬業振興公社のことですから。

ほかにございませんか。（「議事進行」の声あり）9番。

9番（工藤清悦君） 済みません。先ほど早坂課長から答弁いただいたんですけども、保健福祉課の関係の高齢者の関係、あと、ウォーターパークでの入館料の金額がまだ定かでないということだったんですけども、後日明確なところがありましたら、ひとつお願いしたいと……

議長（米澤秋男君） 保健福祉課長の方から答弁していただきますか。

9番（工藤清悦君） 私もう再々質問で終わったんですけども、明確な数字を持ち合わせていないということでしたので、後日でよろしいですので、お願いをしたいということでの確約をとらせていただければ、それで結構でございます。

議長（米澤秋男君） 了解いたしました。

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第6号平成18年度株式会社薬業振興公社決算についてを終了いたします。

日程第4 報告第7号 平成18年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について

議長（米澤秋男君） 日程第4、報告第7号平成18年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について報告を求めます。町長。

町長（佐藤澄男君） 報告第7号平成18年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について報告申し上げます。

株式会社陶芸の里宮崎振興公社の平成18年度決算は、お手元に配付いたしました平成19年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第 243条の 3 第 2 項の規定により報告いたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。13番新田博志君。

13番（新田博志君） 先ほどは失礼しました。

私も最近このことについて聞いたんでありますけれども、ずっと赤字体質の会社だったのが前社長の時代に黒字の体質に大分転換してきたと。

そういう中で、今回はその社長が交代したと。その辺の経緯及び議決権というものがあると思いますので、町の多分出資比率は50%超していると思いますので、その辺の議決権のことなどについても少し教えていただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

商工観光課長（伊藤 東君） 商工観光課長です。

私どもは株主総会には出席はしておりません。しかしながら、株主の総会を開くときは、出資率は全体の3分の2以上でございますが、役員等を選ぶときは、1票でございます。累積じゃなくて、1票しかございません。町も全部で株主さんが22人おりますが、町が58%、そのほかは2%で21名おりますが、1票は1票、町も1票でございます。以上です。

議長（米澤秋男君） 13番。

13番（新田博志君） 多分前社長は、大変な功労者なはずなんですね。その事態がわかっていてこのような事態になったということは、何か別な方たちの意図的なものが感じられるわけがありますが、この58%もの株式を保有している町自体がそういう議決権に1票しかないということ自体もおかしいと思いますので、この辺などは改善できないものでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

商工観光課長（伊藤 東君） 私が定款をどうのこうのと言える立場でございませんので、この株主さんたちがつくった定款なので、その辺は町からどうのというのは、私個人では何とも申し上げられません。

そして、ましてや、出資はしておりますが、一会社でございますので、その辺を余計出したからどうのこうのという問題じゃないのかなと思っております。株主、それから取締役会で諮るべきものかと思っております。

議長（米澤秋男君） 13番。

13番（新田博志君） 普通に考えれば、大変おかしな状況ではあるわけでありますので、その辺のことを今後定款変更やら何やら、町長はどういうふうに考えていますか。ちょっと最後にお聞かせ願いたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（佐藤澄男君） 私も就任早々株主総会の御案内をいただき、参りました。その時点まで町長の役職ということになるんですが、町長はこの宮崎振興公社における役付は、取締役会長という職責であります。これは、出資比率50%を超えているということで、取締役自動的になるということの定款であります。

したがいまして、その株主総会の時点では私は株主の1人として出席をいたしました。前町長が会長として執行部席というような形でございました。

それで、今後どういうふうに考えるかということですが、これはあくまでも定款に従った会社の運営、議事の運営ということになるわけございまして、いろいろな思いがあろうと思えますけれども、手続的には瑕疵のない方法での役員を選出がなされたということでございます。

今後どうするかということでございますけれども、その定款をつくった当時の精神というものがあんだろうというふうに思いますし、それをもしも変えるというふうなことになるれば、その株主の皆さんの意向によってそれが変わることだろうというふうに思います。

また、58%も持っているから、議決権それで足りないんじゃないかというようなことに議論が行きますようですけども、これはどういう会社であっても1票は1票じゃないのかなというふうに思うんですが、いずれ、これは民間の会社の公社の定めた定款に従って運営をされているということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 12番近藤義次君。

12番（近藤義次君） 町長、会長という役職というのは、どういう権限があって、どういうものなんですか。

それから、もう1点、これは商工観光課長にもお尋ねするんですが、新聞で見ると、三屋というバレーボールの選手した女の人が社長になった会社があって、その前の社長の御曹司が株主が半分以上その株を持っているということで、1発で首にしたのが新聞に載ったんですが、現実にそういう姿があると見ると、加美町で半分以上の権限を持っていると、そのようなこともできるんじゃないかというようなことを新聞を見て考えるんですけども、その辺もあわせてお尋ねをいたしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（佐藤澄男君） 取締役会長とはどういう権限があるのかということですが、これは、取締役の1人に変わらないんだらうというふうに思います。その下に社長がおる形になっています。出資の割合からしての町長職がその取締役会長になるという規定に従っておるものでございます。

どういうことをこの役目があるのかということですが、いろいろ町としての考え方などを取締役会で協議をする、そういう提起をすることにはなるだらうというふうに思います。

それ以上のことも以下のこともないんだらうというふうに思います。

議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

商工観光課長（伊藤 東君） バレーボールの三屋さんが確かに私もテレビで見ました。下着メーカーの社長さんだったと思います。

それで、創設者というんですか、そこが株主がいっぱい持っていたと。結局、あの辺になりますと、確かに1票は1票だと思んですが、大株主の言うことは、このようなのじゃなくて、そういうので、1発で首にされたというのじゃなくて、やめざるを得ないような状態に置かれたというように聞いておりますので、私どもの定款では大株主が1発で取締役なんかを首にされるような定款ではございませんので、その辺とはちょっとたしかセシールだかワコールだったか、ちょっと忘れたんですが、その辺の定款は見えていないので、何とも言えませんが、今現在薬業振興公社、それから、中新田振興公社もございませう。それから、これもそのような今の町長が答弁したような定款になっておりますので、1発ではなかなか難しいのかなと思っております。（「はい、わかりました」の声あり）

議長（米澤秋男君） ほかにございませうか。3番木村哲夫君。

3番（木村哲夫君） 決算書の中身についてお伺いします。

町の指定管理委託料の件だと思んですが、2ページの陶芸の里管理売上高というのが825万円ということで計上してあります。そして、一番上のゆ～らんの売り上げが4,400云々であるんですが、そして、利益の出た分を4ページで損益の差し引きをやっているわけで、次期繰越損失ということで、800万円ほどあります。

そして、平成19年度の事業計画の中でお伺いしたいんですが、最後のページといいますが、平成19年度収支計画書の中で、町からの施設管理料が2,850万円と、2,000万円ほどアップしている状況、それと、そのすぐ下の小計という欄が恐らくゆ～らんの売り上げだと思んですが、1,590云々であるわけですが、昨年の4,400万円の売り上げと約1,600万円の売

り上げの関係、それで、中身を見ますと、一番最後の裏のページで支出の中でふえているのが役員報酬、給与手当、雑給、この辺がふえております。この町の出資がこのように多くなったと思って読んでいるんですが、その辺の経過を御説明ください。

議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

商工観光課長（伊藤 東君） それでは、2ページの内訳を申し上げます。

ゆ~らんど売上というのがございますが、ことし平成18年度の指定管理料は全部で3,150万円でした。それで、ゆ~らんどの売上というのは、そこに4,437万3,869円がございます。この中には、計上このようなことになっておりますが、温泉交流センターを委託している部分があります。あそこは、1本じゃございませんので、温泉交流センター、それから郷土文化保存伝習館、緑地広場、山宝倉という四つをひっくめてゆ~らんどに指定管理者としてお願いをして指定管理料を支払っております。その中の温泉交流センターが2,375万円、これは、消費税を除いている分です。消費税というのは、預かり分ですので、決算上は全く行って来いですので、ここには乗せておりません。もう一度言います。2,375万円。

それから、ゆ~らんどの売り上げは、1,671万505円。それから、先ほど入湯助成70歳以上とかありますよね。その保健福祉課の方からいただいている入湯助成金が391万3,364円です。その三つを合わせますと、4,437万869円になります。

それから、下から棒の三つ目ですか、陶芸の里管理売上高というのがあります。この中には先ほど言いました郷土文化保存伝習館320万円、それから、緑地広場290万円、山宝倉150万円、それから教育委員会の方から出ています陶芸の里というのがございますが、それは管理委託していませんので、それは陶芸の里の受付業務ということで、200万円委託料として陶芸の里振興公社に委託して、委託料でやっております。その合計が825万円でございます。

それで、先ほど4ページお聞き願いたいと思います。

ことしはたまたまというか、介護とかいろいろな御尽力されまして、990万44円、これがことしの利益でございました。昨年までは、累積で1,792万7,113円、これが赤字でございましたので、これを差し引きますと来期には802万7,069円が来期に回す未処分損失ということになります。

そうしますと、先ほど事業計画でございますが、大体先ほど言いましたように、町からの施設管理費が全体では去年までは3,000万円です。3,000万円に消費税がかかりますから、私の方から行くのは3,150万円でしたが、ことしは2,850万円、予算上から読むと、これに1.0を掛けますので、2,992万5,000円支出しますが、経理上としては2,805万円になります。

それから、陶芸の里の売り上げは 1,594万 8,300円となっておりますが、昨年より若干下回るのかと思って、平成18年度は先ほど言いましたように、1,670万円でしたので、このように予想はしております。

それから、人件費、役員費でございますが、役員報酬等そのものが上がったというようなお話でございますが、この辺は、役員さん等は上げるなどかなんとかとはちょっと私どもで言えない部分がありますので、会社でございますので、出資金が幾ら出すので、全部こうしろ、こうしろと、それは全然言えないもので、それでいろいろな状態を考慮して、指定管理料のときは、いろいろな折衝をして、昨年より 150万円、それから、このように黒字になってくれば、もう少し下げてもいいかなというような気はしていますけれども、役員報酬等とか、事業計画の中にはこれはどうなんだというのは、なかなか会社でございますので、別な指定管理料の交渉の中では言いますけれども、その辺は事業計画でありますので、このままということで御理解願いたいと思っております。以上です。

議長（米澤秋男君） 3番。

3番（木村哲夫君） ありがとうございます。

先ほどからの新田議員、近藤議員からお話あったように、58%の出資ということで、その辺役員報酬等への助言というのか、提言というのか、その辺はできないものなんでしょうか。

議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

商工観光課長（伊藤 東君） その辺につきましては、私ども取締役会、それから株主総会には一切出ておりません。その辺につきましては、指定管理者というのは、お互いに契約して、去年からですか、やって、これでやるということで、この分をやってくれと言いますので、一番最初は報酬なんかは見ておりますが、その辺を少し抑えろとかなんとかというのは、その辺は新しい町長が取締役になったので、その辺で助言とか、もうかったらもっと上げろとか、下げろとかという話が出てこようかと思っておりますので、私の方からは何とも申し上げられないところでございます。以上です。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。4番一條 光君。

4番（一條 光君） 宮崎振興公社は、今回の総会において劇的な役員交代劇があったというふうに伺っております。

そこで、先ほどから一連の質疑、答弁を伺っているんですけども、役員会と株主総会の町のかかわり、少し違うのではないかなというふうに思っております。

58%も出資をしているわけですから、当然役員の中に入っていきべきだろうと思えますし、

取締役会長というような形で奉られて何も言えない状態というのは、あってはならないんだというふうに思います。

それから、役員会で代表取締役社長の選任がまずもってあったんだろうと思いますけれども、その中では当然1人1票だろうというふうに思います。しかしながら、株主総会においては、過半数を持っているのであれば、例え1人であろうとも、相手が100人であっても、否決をやる位置にあるのが株主総会でありまして、株式会社の本来のあるべき姿だろうというふうに思います。

この辺を当然佐藤町長も参加をされたということでありまして、当然知っていた上で、よきに計らえということ、その人事に関しては口出ししなかったかというふうに私は理解したいというふうに思います。

この点は、確認でありますから、質問でございませぬけれども、質問に入らせていただきます。

管理料は、昨年で3,000万円、消費税も含めて3,150万円出ているということでありましたけれども、さらに、リース料あるいは修繕料あるいは町が直接契約をした方が有利だということで、薬業振興公社みたいに、町から直接金が出ている部分があるんだとすれば、総額で幾らなのか。

それから、当然温泉でありますから、入湯税が入ってきます。平成18年度分で総額幾らだったのか。この点についてもお伺いをいたしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

商工観光課長（伊藤 東君） 指定管理料以外は何かあるかということですが、決算書で間もなく9月に出てきますが、修繕料ございました。コテージの屋根、それから、高圧機の間開閉機交換修繕とか、そういうろ過ポンプ交換修繕というのがありまして、総額で409万3,000円が修繕料でございます。それは、施設の修繕でございますので、指定管理委託のときは、10万円以上のものについては、こちらでやるということになっておりますので、大きな修繕でございますので、それが409万3,000円。

それから、大体2年に1回減水スイッチポンプの交換工事がございます。これも2年に1回、よければ、2年半、3年ぐらいになるんですが、これが451万5,000円。これが今年の工事請負で出ております。

それから、今まで宮崎の時代からですが、電話柱に広告料を巻いて上げておったのがずっと続いておりましたが、これが25万8,000円。広告料として電力N T Tに払っておりますが、25

万 8,000円。それで、大体これはPRも終わったろうということで、平成19年度からは外してもらって、契約はしておりません。

以上で、今合わせますと 886万 6,000円でございますので、先ほどの 3,150万円合わせますと 4,366万円がすべてゆ〜らんどのかいわいにかかった支出でございます。

それから、入湯税ですか。済みません。入湯税については、今直接は持ち合わせておりません。それで、後ほどでよろしいですか。

議長（米澤秋男君） 4番、後ほどでよろしいですか。

ほかにございませんか。4番。

4番（一條 光君） 株式会社に関する御見解あれば、お聞かせをいただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（佐藤澄男君） 社長の選任、要するに取締役会と株主総会の株主としての町の存在というのは、違うんじゃないかという御指摘、確かに重みは違うだろうというふうに思います。

今後も留意して、この執行に当たってまいりたいというふうに考えております。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。9番工藤清悦君。

9番（工藤清悦君） 売り上げを見ますと、陶芸教室売上高何か 400万円ぐらいあるということで、次期の事業計画の中で 370万円ぐらい計上しておるんですけども、あそこにそういう体験できる所と、あと展示館というようなことであるわけですけども、やはり、振興公社独自の戦略だけではなかなか誘客というか、あそこをPRできる機会もなかなか大変だし、少ないのかなというふうに思うんですけども、町の施策として社会教育課といいますが、文化振興課なりなんなりがタイアップして、あそこを誘客するような方策というのは、考えられているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

商工観光課長（伊藤 東君） 誘客ということでございますが、確かに春には陶芸の里まつり、それから、そのときは陶芸館等を無料開放してもらったり、それから、いろいろなゆ〜らんどと今の切込焼陶芸館ですか、それをいろいろな宣伝をしておりますが、これといってこれをしたら来るというような決め手は残念ながら見つかっておりません。

しかしながら、いろいろな手法を変えまして、もちろん文化振興課の陶芸館の方ともいろいろな連携をとりながら、どのような方法がいいかということは、いろいろお話しして、それで目新しいものをやっておるのも……、細かいことは文化振興課長に聞いていただければよろしいと思いますが、そのようにしてやっております。以上です。